

# 現場代理人等の適正配置について

**配置の基本**

現場代理人及び主任（監理）技術者はおのこの配置することが原則です。ただし、同一の人物がこれを兼ねることができます。


兼務可

OR


現場代理人  
主任技術者  
監理技術者

なお、低入札価格調査を受け契約を締結した建設工事については同一の人物がこれを兼ねることはできません。

**現場代理人**  
直接的な雇用関係であること

**主任（監理）技術者**  
直接的かつ恒常的な雇用関係であること（入札の公告の日において3ヶ月以上継続して雇用関係にあること）

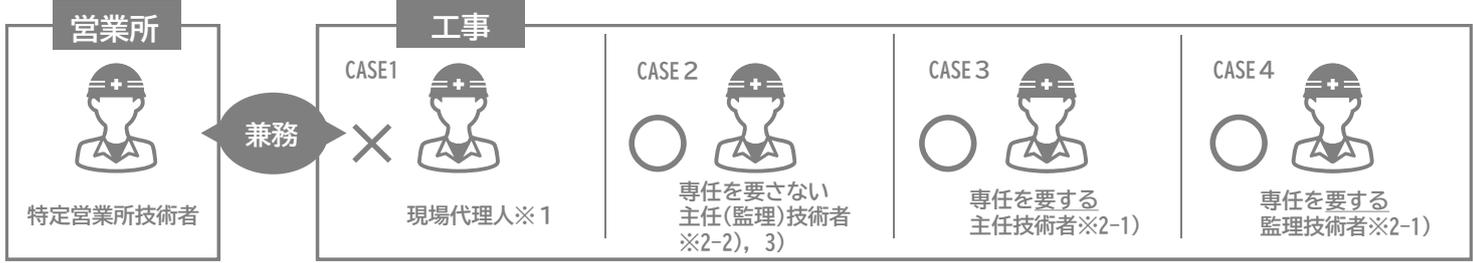
## 現場代理人が兼務できるのは次のとおりです。.....

- 条件**
- 工事の**予定価格（税込）**が4,500万円未満の工事2件まで。
  - 契約工期の重複する複数の工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるものであること。ただし、当初契約以外の請負契約が随意契約により締結されるものに限る。
  - いずれかが災害復旧工事であること。



## 営業所の専任技術者は以下の場合に現場に配置できます。.....

<特定建設業の場合>



<一般建設業の場合>



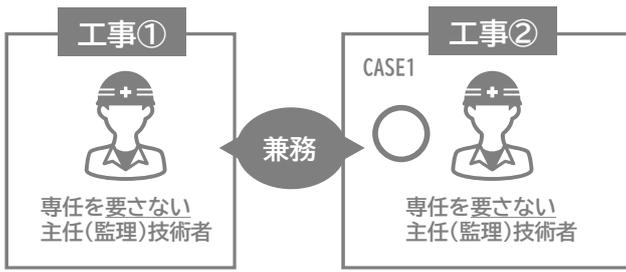
- ※1 営業所の許可業種のうち、ひとつでも営業所の専任技術者となっている場合は現場代理人になることはできません。
- ※2 以下の各建設工事について要件を満たす場合には特定営業所技術者は主任技術者又は監理技術者の職務を、営業所技術者は主任技術者の職務を兼ねることができます。ただし、専任特例を活用する場合は除きます。また1)～3)の併用はできません。
- 主任技術者等を専任で配置する必要がある工事（**専任工事**）の兼務の要件は以下のとおりです。
    - 工事契約：当該営業所において締結された工事であること。○請負金額：1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満。
    - 兼務現場数：1工事現場。○営業所と工事現場の距離：1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内。
    - 下請回数：3次まで。○施工体制を確認できる情報通信技術の措置。○人員の配置を示す計画書の作成、保存等。
    - 連絡員の配置：監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（一式工事は実務経験一年以上）
    - 現場状況の確認のための情報通信機器の設置。
  - 主任技術者等を専任で配置する必要がない工事（**非専任工事**）で、営業所と工事現場が**近接している**場合の兼務の要件は以下のとおりです。
    - 工事契約：当該営業所において締結された工事であること。○当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
    - 営業所と工事現場の距離：工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に近接していること。
  - 主任技術者等を専任で配置する必要がない工事（**非専任工事**）で、営業所と工事現場が**近接していない**場合の兼務の要件は以下のとおりです。
    - 1)の要件をすべて満たすこと。

※運用の詳細や留意事項は「監理技術者制度運用マニュアル」を参照してください。

主任（監理）技術者については裏面をご確認ください

# (裏面)

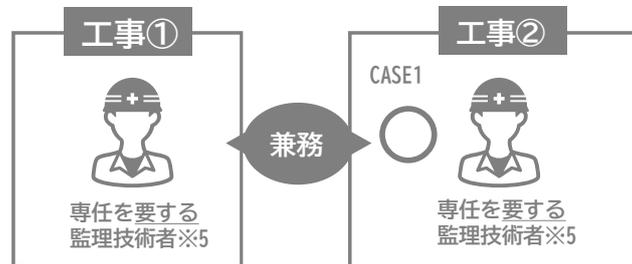
主任（監理）技術者が兼務できるのは次のとおりです。 .....



<専任特例1号>



<専任特例2号>



※3 密接に関連のある二以上の工事を同一の建設業者が同一の場所又は近接した場所において施工する場合は、同一の専任の主任技術者がこれらの工事を管理することができます。兼務の要件は以下のとおりです。

○工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合。この場合において、一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とになります。

注) 専任の監理技術者には適用されません。

※4 情報通信機器を活用する等の一定の要件に合致する専任工事について、当該工事の主任（監理）技術者が別の工事の主任技術者等を兼任することができます。兼務の要件は以下のとおりです。【専任特例1号】

○請負金額：1億円（建築一式工事の場合は2億円）未満。○兼務現場数：2工事現場以下。

○工事現場間の距離：1日で巡回可能かつ移動時間が概ね2時間以内。

○下請次数：3次まで。○施工体制を確認できる情報通信技術の措置。○人員の配置を示す計画書の作成、保存等。

○連絡員の配置：監理技術者等との連絡その他必要な措置を講ずるための者の配置（一式工事は実務経験一年以上）

○現場状況の確認のための情報通信機器の設置。

注) 「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任を要しない工事現場」を同一の主任（監理）技術者が兼務することは可能であるが、

「専任を要しない工事現場についても、本要件を満たし、かつすべての工事現場の数が2を超えてはならない。

注) 同一の監理技術者又は主任技術者が、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任特例2号を活用した工事の兼務はできません。

※5 監理技術者は、当該工事現場ごとに専任の監理技術者補佐を置くことで、特例監理技術者として専任を要する工事を兼務することができます。兼務の要件は以下のとおりです。【専任特例2号】

○対象工事：兼務する工事が次の①～③のすべてを満たすこと。

① 予定価格が1億5千万円未満の工事。② つくば市内で施工される工事。③ 維持工事同士でないこと。

○兼務現場数：2工事現場以下。

注) 同一の監理技術者又は主任技術者が、「専任特例1号を活用した工事現場」と「専任特例2号を活用した工事の兼務はできません。

※運用の詳細や留意事項は「監理技術者制度運用マニュアル（国土交通省）」 「監理技術者が複数現場を兼務する場合の取扱について（つくば市）」を参照してください。